

島根地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会合同会議 議事録

1 日 時 令和6年9月19日(木) 午後1時30分～午後2時25分

2 場 所 松江地方合同庁舎 共用第4会議室

3 出席者		鉄鋼	機械	電気	自動車	新車
	公益代表委員	3	3	3	3	3
	労働者代表委員	2	3	3	1	3
	使用者代表委員	3	3	3	2	3

(各部会の定数は公労使各3名)

- 4 主要議題
- 部会長及び部会長代理の選出
 - 最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の適用について
 - 関係労働者及び関係使用者からの意見聴取について
 - 最低賃金に関する基礎調査結果について

【指導官】 委員の皆様には、お忙しい中をお集りいただき、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから島根地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会合同会議を開会します。

本日の会議は、9月17日付け専門部会委員の任命後、初めての会議ですので、部会長が選出されるまでの間、事務局において議事の進行を務めさせていただきます。私は賃金指導官の藤原と申します。よろしく願いいたします。

なお、委員の任命から本日開催までの日にちがなかったことから、皆様に開催通知及び委員の任命通知をお送りすることができなかったため、本日机の上に置きましたことをご了承ください。

それでは、まず、本日、各委員の皆様にお配りしております資料等につきましてご確認をお願いいたします。

本日は、会議次第が1枚。本日の会議の席次表が1枚。会議資料その1として、青いインデックスのナンバー1からナンバー6まで綴じたもの。会議資料その1の中身についてですが、ナンバー1が両面印刷3枚もので各専門部会の委員名簿。ナンバー2が1枚もので最低賃金の改正決定についての諮

問文の写し。ナンバー 3 が合計 10 枚もので「鉄鋼」、「はん用機械等」「電子部品・デバイス等」、「自動車製造」、「自動車新車小売」の 5 つの専門部会の最低賃金専門部会運営規程。ナンバー 4 が 1 枚もので、最低賃金法及び最低賃金審議会令の抜粋。ナンバー 5 が両面印刷 2 枚もので、答申日別最短効力発生予定日一覧表。ナンバー 6 が合計 6 枚もので、業務改善助成金のご案内、各種助成金のご案内、それから働き方改革推進支援センターのリーフレット類になります。

次に、会議資料その 2 としまして、グレーのファイルに赤いインデックスのナンバー 1 からナンバー 18 までを綴じた賃金引上げ関係、賃金統計関係、経済指標・行政関係、生活保護関係の資料をとりまとめたものをお配りしております。

なお、本審の審議会委員の皆様には、既にグレーのファイルはお配りしておりますので、差し替え分のみをお配りしています。

また、部会別資料としまして、青のインデックスのナンバー 1 からナンバー 3 までを綴じたもので、各専門部会別に資料ナンバー 1 「申出書の写し」。資料ナンバー 2 「最低賃金基礎調査結果報告書」。資料ナンバー 3 「参考資料」をお配りしております。

以上が本日配布しております資料です。ご確認をお願いいたします。

(資料確認)

【指導官】 次に、本日の委員の皆様の出席状況についてご報告します。

本日は、鉄鋼の専門部会の労働者側代表の松本委員、それから、自動車製造の専門部会の労働者代表の園山委員、日高委員。使用者代表の自動車の加藤委員が欠席となっておりますが、遅れて来られる委員さんもあると思います。

本日の会議は、5 件の専門部会を合同で開催しますが、5 件の専門部会につきまして、現在の出席状況において、それぞれが最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の規定にある定足数を満たしており、会議が有効に成立しますことをご報告します。

また、本日の合同会議につきましては、会議公開の原則に基づき会議の傍聴手続きを行いましたところ、傍聴希望は1名で本日1名の方が傍聴しておられますことを併せてご報告します。

それから、本日の会議の議事録については、公開となりますので、ご承知願います。

次に、最初に議事に入ります前に各委員の皆様のご紹介をさせていただきます。令和6年9月17日付けで、お手元の会議資料その1の青のインデックスの資料ナンバー1「委員名簿」のとおり任命させていただきました。本来は、それぞれお名前を読み上げてご紹介すべきではありますが、この「委員名簿」と「席次表」をもってご紹介に代えさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、会議次第2、労働基準部長の松井から挨拶を申し上げます。

【部長】 労働基準部長の松井でございます。本日はお暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。

島根県最低賃金の改正につきましては、9月12日に官報公示も行われまして、10月12日、こちらで発効ということになっております。

現在は、改正額の周知と合わせまして、業務改善助成金など各種支援策、こちらの方を周知・広報をしているところでございます。

本日から特定最賃の審議をお願いすることとなりました。

本年は、「百貨店、総合スーパーマーケット」を除く特定最低賃金5業種につきまして改正の申出がございましたが、申出のあった5業種すべてにつきまして、改正の必要性ありというふうに答申をいただいたところでございます。

9月3日に労働局長より改正決定の調査審議について諮問行い、本日の合同会議の開催に至ったという次第でございます。

物価であるとか、エネルギー。原材料費の高騰などといったこと

で、取り巻く情勢は厳しいところでございます。

これからそれぞれの専門部会におきまして、慎重な金額審議をしていただければというふうに存じますのでよろしくお願いいたします。

【指導官】 続きまして、会議次第3の部会長及び部会長代理の選出でございます。専門部会の部会長、部会長代理は最低賃金法第25条第4項により、公益委員の中から委員が選挙することとされており、これまでは労側委員あるいは使側委員から推薦をいただいております。今年度も各部会の部会長、部会長代理をご推薦いただければと思います。よろしくお願いいたします。

どなたかご推薦いただけますでしょうか。

【森脇委員】 使用者代表の森脇です。私の方から推薦したいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい。」)

【森脇委員】 それでは申し上げます。鉄鋼の部会長には藤本委員、部会長代理に吉田委員を推薦します。

はん用機械等の部会長には藤本委員、部会長代理には吉田委員を推薦いたします。

電子部品・デバイス等の部会長には小田川委員、部会長代理には藤本委員を推薦いたします。

自動車製造の部会長には小田川委員、部会長代理には藤本委員を推薦いたします。

新車小売の部会長には松本委員、部会長代理には小田川委員を推薦いたします。

以上です。

【指導官】 森脇委員より、特定最賃5業種の専門部会委員の部会長、部会長代理について推薦がありました。委員の皆様、いかがでしょうか。

(「異議ありません。」)

【指導官】 ありがとうございます。それでは確認いたしますが、鉄鋼の部会長に藤本委員、部会長代理に吉田委員。はん用機械等の部会長に藤本委員、部会長代理に吉田委員。電子部品・デバイス等の部会長に小田川委員、部会長代理に藤本委員。自動車製造の部会長に小田川委員、部会長代理に藤本委員。新車小売の部会長に松本委員、部会長代理に小田川委員。以上となります。よろしくお願いいたします。

それでは、以後の部会の進行ですが、本日は5件の特定最低賃金専門部会の合同会議ですので、各部会を代表して、藤本委員に部会長として、吉田委員に部会長代理として、以後の会議の進行をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(「よろしく申し上げます。」)

【指導官】 ありがとうございます。それでは、会議次第4ですが、藤本部会長から5件の専門部会を代表して、一言ご挨拶をいただき、以後の会議の進行をよろしくお願いいたします。

【部会長】 5つの専門部会を代表して、この合同会議の進行を務めさせていただきます藤本でございます。よろしくお願いいたします。

先般は、島根県最低賃金の改正審議につきまして、最低賃金を取り巻く事情は大変厳しく、審議が難航し、最終的には採決による結審となり答申をさせていただきました。いよいよ今日からは、特定最低賃金の審議が始まります。改正諮問のありました島根県の主要産業でもあります5業種について、島根県最低賃金の審議と同様に、労使双方それぞれの主張はあろうかと思いますが、何卒、円滑な審

議にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

【部会長】 それでは、早速ですが、議事に移ります。

会議次第5の島根地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会の開催について、事務局から説明して下さい。

【室長】 それでは、青いインデックスの資料ナンバー2の改正決定の諮問に関わるこれまでの経過につきまして説明をさせていただきます。

本年3月1日に労働者を代表する者から、6件の特定最低賃金の改正の意向表明を受けまして、3月11日に第434回審議会が開催されました。事務局では、意向表明を受けまして、6月に最低賃金基礎調査等を実施して資料の準備を進めてまいりました。その調査結果につきましては、後ほど説明します。

7月以降に、各労働団体から「製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業」をはじめ、「百貨店、総合スーパー」を除く、5業種につきまして、最低賃金法第15条第1項に基づく改正決定の申出書の提出がございました。それを受けまして9月3日の第438回審議会におきまして、労働局長が改正の必要性について諮問をし、必要性検討委員会で検討された結果を踏まえ、申出があった5業種すべてについて、改正の必要性有りとの答申を全会一致でいただき、同日、労働局長から審議会会長に金額改正の諮問を行いました。

その諮問を受けまして、最低賃金法第25条第2項により、5業種それぞれの専門部会が設置され、9月17日付けで各専門部会委員を任命いたしまして、本日その第1回目の専門部会を合同会議という形で開催しております。

金額審議におきまして、十分に議論をいただきまして、最後は全会一致で結論が得られるようお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【部会長】 何かご質問等ございませうか。

(「ありません。」)

【部会長】 それでは続きまして、会議次第6の最低賃金審議会令第6条第5項

及び第7項の規定の適用について、事務局から報告して下さい。

【室 長】 それでは、資料ナンバー4で最低賃金審議会令の抜粋をお配りしておりますのでどうぞご覧下さい。

最低賃金審議会令第6条第5項は、「審議会は、あらかじめ議決するところにより、最低賃金専門部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。」という規定で、改めて本審議会を開催し議決する必要がなくなります。

なお、この場合、運用として、専門部会において全会一致で議決された場合に限ることとなっております。

また、最低賃金審議会令第6条第7項では、「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。」という規定になっておりまして、専門部会終了後に改めて本審議会を開催する必要がなくなります。

この2つの規定につきましては、9月3日の第438回審議会においてご審議をいただき、それぞれの規定の適用が議決されておりますことをご報告いたします。

【部会長】 それでは続きまして、会議次第7の関係労使からの意見聴取について、事務局から説明して下さい。

【室 長】 最低賃金法第25条第5項及び最低賃金法施行規則第7条並びに同施行規則第11条第1項の規定に基づきまして、関係労使からの意見聴取の公示を9月3日から9月13日まで行いました。結果として意見の提出はありませんでした。

最低賃金の改正諮問を行った際の関係労使からの意見聴取の方法につきましては、最低賃金法施行規則第11条第2項に、関係労使からの意見書の提出のほか、関係労使のうちから適当と認める者をその会議、これは専門部会も含みます。その会議に出席させる等により、意見を聞くものとする旨が規定されております。

したがいまして、この意見聴取の取扱いについて、ご審議をいた

だきたいと思います。

【部会長】 関係労使からの意見聴取について、如何お考えでしょうか。労使からのご意見などあればお願いします。

【森脇委員】 特にないです。

【景山委員】 ありません。

【部会長】 それでは、各専門部会の審議経過の中で必要が生じれば、その時点で意見聴取を検討するという事としてよろしいでしょうか。

(「はい。」)

【部会長】 では、そのようにします。

【部会長】 続きまして、会議次第8の最低賃金に関する基礎調査結果について、事務局から説明して下さい。

【指導官】 本年6月に実施しました「最低賃金に関する基礎調査」について、ご説明します。

皆様のお手元にある、合同会議、部会別資料をご覧ください。その中に部会別の基礎調査に関する資料をお配りしております。

資料目次と青インデックスの資料ナンバー1から資料ナンバー3としているものがございます。ナンバー1が、担当される特定最低賃金の「申出書(写)」。ナンバー2が、担当される「特定最低賃金に関する基礎調査結果報告書」。ナンバー3が、「報告書に関する参考資料」としてあります。

本日は合同会議のため、各特定最低賃金のデータや資料の詳しい説明は省略させていただきまして、共通ポイントのみご説明させていただきます。

ナンバー2の結果報告書の1ページをご覧ください。これは、基礎調査の概

要を記載したものになります。1ページの2(2)に産業とありますが、ここに記載されています、アからクの8産業を対象としまして、最低賃金の改正審議のために、本年6月分の給与について調査を行っております。統計調査は、実績を報告いただくものがほとんどであります。基礎調査では、「6月に欠勤がないものと仮定しまして、満稼動とした支払予定額」を回答していただくという調査になっております。

結果報告書の2ページをご覧ください。この「第1表」は、総務省が実施する令和3年経済センサス調査、以下、センサスと言いますが、センサスから把握した「事業所数」、「労働者数」を、「産業別」、「規模別」に集計したものととなります。

この「第1表」で、網掛けした部分が基礎調査の対象となります。「規模」は、「1人～9人」、「10人～29人」、「30人～99人」、「100人以上」と分類しております。

「製造業」のみ「1人～99人」までを対象とし、それ以外の産業は29人以下の事業所を対象としております。

結果報告書の3ページの上段をご覧ください。「第2表」は、それぞれの特定最低賃金に適用される「事業所数」、「労働者数」を前のページの「第1表」から抜き出したものとなります。

なお、「新車小売業」につきましては「小売業」から抜き出しています。

3ページの第2表の一番下にカッコ参考として、各特定最低賃金に適用される部会別の「事業所数」と「労働者数」を記載しています。これは、令和6年3月11日に開催された第434回の本審資料でお示した数字となっております。

結果報告書の3ページの下段をご覧ください。「第3表」として、基礎調査の実施状況を記載しています。上半分が調査対象産業全体の合計。下半分がそれぞれの特定最低賃金が適用される産業の合計となっております。

本年は、全体で1,737事業所へ送付しまして、1,024事業所から回答があり、回答率は59.0%となっております。

第3表の「調査対象」欄は、センサスから把握した基礎調査対象の実際の事業所数、労働者数であり、これを「母集団」と呼んでおりますが、集計し

ました8, 625人分のデータから、母集団となる労働者106, 597人に復元したものが、この後に続く賃金分布のデータとなっております。

ここで、青いインデックスの資料ナンバー3の参考資料1をご覧ください。この基礎調査対象産業一覧表と題する資料は、いわゆる基礎調査の設計図に当たるものです。この表の中央の列を見ますと、40の産業と、百貨店、総合スーパーに分類してあります。40の産業については、統計上必要となる部数の調査票を確保、回収し、それを元にセンサスの労働者数に復元しております。調査票の集団の賃金分布は、その母集団、センサスが示す労働者数で復元すれば、その賃金分布を正しく推定できるとされております。

青いインデックスの資料ナンバー2の結果報告書に戻りますが、4ページ以降は、3種類の賃金分布データがセットで綴じてあります。3種類の賃金分布データは、1枚目が「事業所規模別」と「年齢別」に集計したもの。2枚目が「男女別を更に年齢別」に集計したもの。3枚目が「年齢別」を賃金階級ごとに表示したものとなっております。そして、「調査対象産業計」、「特定最低賃金適用の産業計」、第2表記載の「各産業計」の順で綴じてあります。「調査対象産業計」と「特定最低賃金適用の産業計」の3枚セットの後には、労働者がどの賃金階級に分布しているかを表したグラフを挿入しています。

次に、特性値についてご説明いたします。資料については、特定最低賃金ごとにページが異なります。略称で失礼しますが、「鉄鋼」、「自動車製造」と「新車小売業」は、結果報告書の14ページ。「電気」は29ページ。「はん用機械」は32ページをご覧ください。

この資料は200人の集団を例に作成したものとなります。「第1・何々分位数」とは、第1・20分位数で説明いたしますと、上の分布図にあるとおり、賃金の低い者から並べて「200人を20等分した5%の10番目ですから、10番目の労働者が属する場合の賃金額を表しています。第1・10分位は10等分の10%で20番目。第1・4分位は4等分の25%で50番目というふうになります。中央値は200人の真ん中、100番目となります。

「四分位偏差係数」は、分布の両端に影響されない第1・四分位から第

3・四分位までの全体の半数に当たる労働者の賃金分布の中心部分の広がり
を表しております。上下の分布図右肩に説明書きがありますが、この計算式
によって算出いたします。

上の分布図のように、0.25と算出されれば、茶色で色づけした全体の
半分、51番目から150番目までの100人の労働者の賃金分布幅が、そ
の上に、うぐいす色で表示された賃金分布幅の25%であるということ在意
味しております。

下の分布図が示す35%のように係数が大きくなればなるほど、中心の山
は低くなりまして、横に膨れる形となります。このように分布の状態、イメ
ージを表す数値として用いられています。

この特性値につきましては、今ご覧のページの2ページ前の「特性値及び
最低賃金未満労働者数」と、今ご覧の次のページの「特性値一覧表」に集計
結果を載せていますので、審議のご参考にしていただければと思います。

次に、青いインデックスの資料ナンバー3の参考資料についてご説明いた
します。2ページの参考資料は、過去の「未満労働者数」と「未満率」を時
系列で一覧表化したものとなります。3ページの参考資料3については、資
料ナンバー2の結果報告書では10円刻みの賃金分布表となっておりますが、
最低賃金額未満を一括し、最低賃金額から1円刻みで賃金分布表を出力して
おります。左側の賃金分布表の「累積労働者数」と「累積の割合」は、その
時間額を含む労働者の数です。右側の影響率は、その時間額に改正すると
何%の労働者を引き上げなければならないかという未満率ですので、左側の
賃金分布表では1つ上の行の数値に一致することになります。

この表で、最賃を何円引き上げれば、全体としてだいたいどのくらいの人
数、影響率があるのか審議のご参考にしていただければと思います。

以上で、提出資料のご説明を終わります。

【部会長】 はい。ただいまの説明についてのご質問、ご意見等お受けします。いかがで
しょうか。

【景山委員】 ご説明ありがとうございました。

1点、要望ですけれども、参考資料の中の2の方で、未満率についての経過あるいは直前の状況についてご説明がございました。次回、それぞれの専門部会の中で細かな点について、またお示しをいただきたいというふうに思っております。全体的には、県最賃は守らなくてはならない法律になっておりますけれども、この協定については、守っていこうという労使間の守っていかなくてはならないという気持ちにのっとなって守っていただいているという罰則規定のない賃金なものですから、かなり守っていただいているという点では評価ができるというふうに思いますけれども、未満者の実態、どんな仕事をされているのか、あるいは、実数がどのようになるのかといった点について、それぞれの部会の方でまたご説明がいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

【指導官】 詳しいサンプル数とか、実数につきましては次回の専門部会において、資料として提出させていただきたいと思います。

【部会長】 その他ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい。」)

【部会長】 それでは、会議次第9です。委員から何かございますか。

(「ありません。」)

【部会長】 事務局から何かありますか。

【室長】 それでは、事務局の方から2点ほどございます。

まず、特定最低賃金の発効予定日と専門部会の公開について説明させていただきます。特定最低賃金発効予定日についてでございます。会議資料ナンバー5をご覧くださいと、答申日別最短効力発生予定日一覧表をお配りしております。

この答申日別最短効力発生予定日一覧表を見ていただくと、一番左の列の「答申（要旨公示）」つまり最賃額が全会一致で結審した日が、例えば9月30日の月曜日とすれば、その右側の各手順を踏んで、最短で11月28日の木曜日が発効日となります。

なお、この表は、答申から発効まで最短で手続きが進められた場合の日程を示したものでございまして、異議申出があって、その締切日から数日後に本審議会を開催し異議を審議すると、発効日も同様に後ずれしますので、この点をご承知おき下さい。

この資料も参考にさせていただいて、閉会后、各専門部会の開催日程を調整していただきますように重ねてお願いします。

2点目でございます。2点目は審議会の公開についてです。

昨年4月の中央最低賃金審議会の目安制度の在り方に関する全員協議会報告におきまして、「公労使三者が集まって議論を行う部分については公開することが適当」とされましたことを受けまして、県最賃専門部会も労使の基本的意見表明部分など、公労使三者が集まって議論を行う部分は、率直な意見交換を担保する必要がある場合などを除いて、可能な範囲で公開化を行ったところです。

特定最低賃金専門部会におきましても、同様の公開化を進めたいと考えておりますので、皆様ご承知おき願います。

【部会長】 それでは閉会后、各専門部会で審議日程を調整していただきますようよろしくお願いいたします。

また、第2回以降の各専門部会につきましては、公開とし、議事録も公開します。ただし、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合には、専門部会運営規程第5条第1項但し書きにより、それ以降の会議は非公開とし、議事録も専門部会運営規程第6条2項により非公開、同条第3項により議事要旨を公開することとしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(「はい。」)

【部会長】 それでは以上をもちまして、特定最低賃金専門部会合同会議を閉会します。お疲れさまでした。